

多様なスポーツを通じたスポーツ振興・地域活性化等に係る連携協定書

豊島区を「甲」とし、東京ヴェルディ株式会社を「乙」とし、一般社団法人東京ヴェルディクラブを「丙」とし、甲、乙及び丙は、次の各条項により連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、豊島区民のスポーツに関する関心を深め、甲、乙及び丙による相互連携と協働を推進し、多様なスポーツを通じたスポーツの振興や地域の活性化等を図ることを目的とする。

（協定の有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による変更又は解除の意思表示がない場合には、更に1年間有効期間を延長するものとし、それ以降も同様とする。

（連 携）

第3条 連携する事項は以下のとおりとする。

- (1) 多様なスポーツを通じたスポーツ振興に関すること。
- (2) 多様なスポーツを通じた青少年の健全な育成に寄与すること。
- (3) 豊島区民の健康増進及び豊島区における地域活性化、地域貢献等に関すること。
- (4) その他、本協定の目的を達成するため、甲、乙及び丙が必要と認めた事項

（実績報告）

第4条 連携事項に係る取組を実施したときは、乙又は丙は甲に対して事業実績の報告を行うものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙丙協議の上、変更を行うものとする。

（協定の解除）

第6条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙丙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲はこの協定を直ちに解除することができる。

- (1) 公益上の見地から本協定を解除する必要が生じたとき。
- (2) 本協定に基づく事業の執行上、甲が関与する事業として乙又は丙にふさわしくない行為があったとき。

3 前項の規定に基づき、甲が本協定を解除したことにより乙又は丙に損害が生じて、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

（守秘義務）

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において取得した秘密情報その他関連情報（個人情報を除く。）について、法令上の要請がある場合を除いて、他の当事者の書面による事前の承諾なくして、本協定の有効期間を問わず、第三者に開示・漏えいをしてはならない。

（個人情報）

第8条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において取得した個人情報について厳重に管理するものとし、本協定の有効期間を問わず、第三者に開示・漏えいせず、また、事前に通知公表した目的以外に使用しない等、個人情報保護に関する法令に従うものとする。

（責務）

第9条 甲は豊島区内における所属競技の試合開催及び活動への支援を行い、乙及び丙は豊島区民に夢と希望を与える存在であることを常に念頭に置き、社会的信用を損なうことのないよう努めなければならない。

（その他）

第10条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議の上、これを決定する。

本協定締結の証として、本書を3通作成し、甲乙丙各々が署名及び押印の上、各1通を保有する。

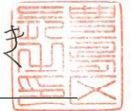
令和 7 年 10 月 4 日

東京都豊島区南池袋 2-45-1

甲

豊島区長

高 階 み ゆ



東京都稲城市矢野口 4015 番地 1

乙

東京ヴェルディ株式会社

代表取締役社長

中 村 孝 昭



東京都千代田区神田錦町 3 丁目 20

丙

一般社団法人東京ヴェルディクラブ

代表理事

中 村 孝 昭

